

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例<u>附則第37項</u>に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>8 条例<u>附則第34項</u>に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例<u>附則第46項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>	<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 条例第91条の3第1項の規定により自動車税を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる自動車税の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例<u>附則第33項</u>に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</p> <p>8 条例<u>附則第33項</u>に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例<u>附則第45項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>

第54号様式の2 (第17条の2関係)

年 月分個人県民税課税状況及び収入状況通知書

1 課税状況 (現年度課税)

区 分	本 月 分	累 計	摘 要
市 町 村 民 税	円	円	
県 民 税			
計			

2 収入状況

区 分	本月中の県民税・市町村民税に係る徴収金 ①	県民税のあん分率 ②	①のうち県民税に係る徴収金 ①×② ③	前月までの払込過不足額 ④	差引払込額 ③±④	摘要
現年度課税分	本 税		円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県県税事務所長 殿						
						市町長 印

第54号様式の2 (第17条の2関係)

年 月分個人県民税課税状況及び収入状況通知書

1 課税状況 (現年度課税)

区 分	本 月 分	累 計	摘 要
市 町 村 民 税	円	円	
県 民 税			
計			

2 収入状況

区 分	本月中の県民税・市町村民税に係る徴収金 ①	県民税のあん分率 ②	①のうち県民税に係る徴収金 ①×② ③	前月までの払込過不足額 ④	差引払込額 ③±④	摘要
現年度課税分	本 税		円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	平成19年度以降					
	本 税					
	延 滞 金					
以前	平成18年度以前					
	本 税					
	延 滞 金					
小計	計					
	本 税					
	延 滞 金					
合計	計					
	本 税					
	延 滞 金					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県県税事務所長 殿						
						市町長 印

第54号様式の3 (第17条の2関係)

年 月分個人県民税収入状況通知書 (清算)						
区 分	年 月末日までの県民税・市町村民税に係る徴収金①	県民税のあん分率②	①のうち県民税に係る徴収金①×②③	年 月末日までの払込済額④	差引払込清算額③±④	摘要
現年度課税分	本 税	円	円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県県税事務所長 殿						
市町長 印						

備考

- 1 本表は、払込清算のときに使用すること。
- 2 差引払込清算額は、過不足を表示すること。不足額を今月分として払い込み、払込過となる場合は、当該年度分の以後の払込みのときに更に清算すること。

第54号様式の3 (第17条の2関係)

年 月分個人県民税収入状況通知書 (清算)						
区 分	年 月末日までの県民税・市町村民税に係る徴収金①	県民税のあん分率②	①のうち県民税に係る徴収金①×②③	年 月末日までの払込済額④	差引払込清算額③±④	摘要
現年度課税分	本 税	円	円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	平成19年度以降					
	本 税					
	延 滞 金					
平成18年度以前	本 税					
	延 滞 金					
	計					
小計	本 税					
	延 滞 金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県県税事務所長 殿						
市町長 印						

備考

- 1 本表は、払込清算のときに使用すること。
- 2 差引払込清算額は、過不足を表示すること。不足額を今月分として払い込み、払込過となる場合は、当該年度分の以後の払込みのときに更に清算すること。

第57号様式 (第18条関係)

年度個人県民税滞納状況報告書											年5月31日現在	
区 分	滞 納 総 額		徴収猶予分		換価の猶予分		滞納処分執行停止分		差引滞納額		備 考	
	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)		(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)			
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
現年度分	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円		
滞納繰越分												
合 計												
参 考 事 項												
上記のとおり香川県税条例第36条第3項の規定によって報告します。												
年 月 日												
香川県県税事務所長 殿										市町長 印		

備考1 税額欄は、県民税額及び市町村民税額の合計額について記載すること。
2 参考事項欄には、県の徴税吏員による滞納処分についての要望事項、期間、時期等を記載すること。

第57号様式の2 (第18条の2関係)

年度個人県民税に係る欠損処分等の状況報告書											年3月31日現在	
年度区分	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		地方税法第18条第1項		欠損処分額計		あん分率	県民税額 (ニ)×(ホ)	市町村民税額	備 考
	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額				
現年度分	人	円	人	円	人	円	人	円	(ホ)	(ヘ)	(ニ)-(ヘ)	円
滞納繰越分												
合 計												
上記のとおり香川県税条例施行規則第18条の2の規定によって報告します。												
年 月 日												
香川県県税事務所長 殿											市町長 印	

第57号様式 (第18条関係)

年度個人県民税滞納状況報告書											年5月31日現在	
区 分	滞 納 総 額		徴収猶予分		換価の猶予分		滞納処分執行停止分		差引滞納額		備 考	
	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)		(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)			
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
現年度分	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円		
滞納繰越分	平成19年度以降											
	平成18年度以前											
	小 計											
合 計												
参 考 事 項												
上記のとおり香川県税条例第36条第3項の規定によって報告します。												
年 月 日												
香川県県税事務所長 殿										市町長 印		

備考1 税額欄は、県民税額及び市町村民税額の合計額について記載すること。
2 参考事項欄には、県の徴税吏員による滞納処分についての要望事項、期間、時期等を記載すること。

第57号様式の2 (第18条の2関係)

年度個人県民税に係る欠損処分等の状況報告書											年3月31日現在	
年度区分	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		地方税法第18条第1項		欠損処分額計		あん分率	県民税額 (ニ)×(ホ)	市町村民税額	備 考
	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額				
現年度分	人	円	人	円	人	円	人	円	(ホ)	(ヘ)	(ニ)-(ヘ)	円
滞納繰越分	平成19年度以降											
	平成18年度以前											
	小 計											
合 計												
上記のとおり香川県税条例施行規則第18条の2の規定によって報告します。												
年 月 日												
香川県県税事務所長 殿											市町長 印	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57号様式の2の改正規定は平成24年5月1日から、第57号様式の改正規定は平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第54号様式の2及び第54号様式の3は、個人の県民税に係る市町の徴収金の払込みが平成24年度以後の収入となる場合について適用し、平成23年度の収入となる場合については、なお従前の例による。